

内部者登録について

株式会社DMM.com 証券

DMM.com 証券ではインサイダー取引を未然に防止するため、上場会社やその関係会社に勤務されている方をはじめ、以下に該当される方に、内部者登録をさせていただいております。また、内部者登録させていただいた銘柄につきましてお取引があった場合、当社よりお客様に内部者情報の確認をさせていただくことがございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- (1) 上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役(以下「役員」といいます)の方
- (2) 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員おの方
- (3) 前2項の役員でなくなった後1年以内の方
- (4) 上場会社等の役員の配偶者及び同居者の方
- (5) 上場会社等の使用人その他の従業員のうち執行役員その他の役員に準ずる役員にある方
- (6) 上場会社等の使用人その他の従業員のうち金商法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実(以下「重要事実」という。)を知り得る可能性の高い部署に所属する方(前号を除く)
- (7) 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業員のうち執行役員その他の役員に準ずる役員にある方
- (8) 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する方(前7号を除く。)
- (9) 上場会社等の親会社又は主な子会社等の大株主の方(直近の有価証券報告書又は半期報告書に記載されている方)

以上